

平成十三年十月三十日受領
答弁第一〇号

内閣衆質一五三第一〇号

平成十三年十月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出英国からの輸入した、財務省の輸入統計品目表でいう、その他のもの（輸入統計品目表の番号050690090）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出英国からの輸入した、財務省の輸入統計品目表でいう、その他のもの（輸入統計品目表の番号050690090）に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の輸入統計品目表番号050690090の品目（以下「本品目」という。）の英国からの輸入量は、千九百九十六年から千九百九十九年までの間増加しているが、同時期の農林水産省動物検疫所の輸入検査実績を確認すると、同時期に御指摘の数量と同程度の豚の骨が英国から輸入されていることから、御指摘の数量のほとんどは、豚の骨であると考えられる。英国からの豚の骨の輸入が同時期に急増した理由は不明であるが、千九百九十七年三月に台湾で口蹄疫ていが発生したことに伴い、台湾から食用の豚等の骨の輸入が禁止されたため、同年以降はその代替として英国からの輸入が増加したのではないかと考えられる。

二について

本品目は、牛の骨のほか、豚、鶏及び魚の骨等が含まれるが、このうちお尋ねの牛の骨は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十七条第一項の指定検疫物として輸入検疫の対象となつて

いるところである。

本品目に含まれる英国からの牛の骨については、欧州連合において英国以外の他の同連合の加盟国及び同連合以外の第三国への英国産牛肉等の輸出の禁止を決定したことを踏まえ、千九百九十六年三月二十七日以降我が国においても指定検疫物に係る輸入検疫証明書の交付をしないこととする措置により輸入を停止したところであり、同日以降実際に輸入されておらず、英国からの本品目の輸入量のほとんどが、一について述べたとおり豚の骨であると考えられる。

三について

我が国の貿易統計によると、二千一年一月から八月末までの間に、英国からの本品目の輸入はない。